

商品概要説明書
積立式定期貯金＜エンドレス型＞

（２０１９年１０月１日現在）

商 品 名	・ 積立式定期貯金＜エンドレス型＞ 愛称：グリーン積立
ご利用いただける方	・ 個人および法人（団体を含む。）
期 間	・ 積立期限には定めがありません。
預入方法 （１） 預入方法 （２） 預入金額 （３） 預入単位	・ 自動振替により、１ か月、２か月、３か月、６か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・ 預入時のお申し出により、最大６回まで増額月を設定できます。 ・ １回あたり１円以上 ・ １円単位
払戻方法	・ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息 （１） 適用金利 （２） 支払頻度 （３） 計算方法 （４） 税 金 （５） 金利情報の入手方法	（個人） ・ 各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 （法人） ・ スーパー定期貯金＜単利型＞の約定利率を適用します。 ・ 払戻時に一括して支払います。 （個人） ・ 期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 （法人） ・ スーパー定期貯金＜単利型＞の計算方法を適用します。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 各預入分について満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により１年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 （個人） （１） 預入期間が６か月未満 解約日における普通貯金利率 （２） 預入期間が６か月以上１年未満 預入時の２年以上の約定利率×40% （法人） （１） 預入期間が６か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 （２） 預入期間が６か月以上１年未満の場合 約定利率×50% （３） 預入期間が１年以上２年以下の場合 約定利率×70%
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署（最終頁をご確認ください。）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 担当部署または J A バンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	—

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 松本市 金融共済部 貯金課 （電話：0263-87-7480）